令和８年（フ）第１６２９号
埼玉県新座市野寺三丁目４番14号
債務者　麻野美知代
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５８４号
埼玉県春日部市金崎657番地６　庄和金崎はなわ住宅１－407
債務者　川島よし子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６５９号
埼玉県春日部市小渕1039番地５
債務者　四條　克己
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７０１号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目458番地１
債務者　國貞　五郎
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４９６号
相模原市緑区寸沢嵐801番地３　Ｔ・Ａハイツ103号
債務者　長岡　栄次
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３６９号
愛知県西尾市戸ケ崎一丁目２番地１　サンシティ戸ケ崎Ａ棟101号室、旧住所福岡市博多区住吉４丁目２番２－505号　Ｗｅｓ－ＰＲＯＪＥＣＴ　Ｎｏ．55博多
債務者　角倉　和樹
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５０８号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字三角田12番地　コートビレッジさと　Ｂ－101
債務者　鈴木　　聡（旧姓平沢）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５０９号
愛知県岡崎市鉢地町字十五ト21番地５　グループハウス暁月、旧住所愛知県豊川市牛久保町大手44番地　レオパレスタチバナ105号
債務者　松永　雅之
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５１２号
愛知県豊田市山之手１丁目52番地　コンフォール山之手６Ｇ号
債務者　上田　光代
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５２８号
愛知県豊田市若林東町高根下68番地２　若林ニュープラザーマンションＢ－306号
債務者　武内　美月
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１３８８号
北海道江別市３条６丁目10番地の12
債務者　森嶋　里奈
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７１８号
札幌市清田区清田６条２丁目５番16号
債務者　安藤　主税
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８１１号
札幌市白石区本郷通１丁目北４番１－307号
債務者　三好　亮輔
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８９６号
札幌市西区宮の沢１条５丁目１番27号　パレス宮の沢Ａ－101号
債務者　野呂　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９２４号
札幌市東区北27条東12丁目２番20号　グランドール北27条Ｃ101号
債務者　森　　祐輔
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０１９号
札幌市西区発寒11条６丁目４番２－303号
債務者　鈴木　秀幸
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１１号
福島県会津若松市大塚一丁目２番24号　山本コーポ101号室
債務者　青山　慶悟
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係